

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第 7 号

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(費用弁償の支給及びその種目) 第 5 条 (略) 2 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 (費用弁償の額) 第 6 条 費用弁償の額は、<u>旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とする。ただし、宿泊費については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第十一号の指定職棒級表の適用を受ける職員の例に準じる額とする。</u> (招集等に係る費用弁償) 第 7 条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、公務諸費を支給する。 2 (略) 3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃、航空賃及び<u>その他交通費</u>は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。 4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合の<u>その他交通費</u>の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。	(費用弁償の支給及びその種類) 第 5 条 (略) 2 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。 (費用弁償の額) 第 6 条 費用弁償の額は、<u>別表のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合の費用弁償の額は、旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とすることができる。</u> (招集等に係る費用弁償) 第 7 条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、<u>第 5 条第 2 項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給する。</u> 2 (略) 3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u>は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。 4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合の<u>車賃</u>の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種目は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種目の例によるものとする。

2 (略)

別表 (第3条関係)

区分	議員報酬又は報酬
議長	年額 60,000 円
副議長	年額 54,000 円
議員	年額 42,000 円

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。

2 (略)

別表 (第3条、第6条関係)

区分	議員報酬又は報酬	費用弁償			鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	
		甲地方	乙地方		
議長	年額 60,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円	一般の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあつては、上級の旅客運賃の額
副議長	年額 54,000 円				
議員	年額 42,000 円				

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 (令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の額等) 第3条 (略) 2 企業長及び副企業長 (以下「企業長等」という。) に支給する給料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 3 (略) (費用弁償の支給及びその<u>種目</u>) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により支給する費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通</u>	(給与の額等) 第3条 (略) 2 企業長及び副企業長 (以下「企業長等」という。) に支給する給料の額は、<u>別表第2 (1)</u>のとおりとする。 3 (略) (費用弁償の支給及びその<u>種類</u>) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により支給する費用弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑</u>

<u>費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u> (旅費の種目) 第6条 企業長に支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u> 2 副企業長に支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u> (実費弁償の種目) 第7条 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u> (費用弁償等の額) 第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、<u>一般職員の例により算出して得た額とする。</u> 2 企業長等に支給する旅費の額は、<u>一般職の職員の例により算出して得た額とする。ただし、宿泊費については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第11号の指定職棒級表の適用を受ける職員の例に準じる額とする。</u> 3 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の額は、<u>広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。</u>	<u>費、宿泊料及び食卓料とする。</u> (旅費の種類) 第6条 企業長に支給する旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料とする。</u> 2 副企業長に支給する旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</u> (実費弁償の種類) 第7条 第2条第4項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。</u> (費用弁償等の額) 第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、<u>別表第1のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。</u> 2 企業長等に支給する旅費の額は、<u>別表第2のとおりとする。ただし、副企業長に支給する着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。</u> 3 前項本文の規定にかかわらず、別表第2の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別な事情により又は当該旅行の性質上困難である場合に支給する旅費の額は、<u>一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。</u> 4 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の額は、<u>広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第14号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。</u>
--	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	報酬
監査委員	年額 1,200,000 円

選挙管理委員会委員	日額 6,000 円
附属機関の委員等	日額 39,200 円以内
その他の非常勤職員	勤務内容に基づき、予算の範囲内で企業長が定める額

別表第 2（第 3 条関係）

区分	給料
企業長	年額 60,000 円
副企業長	月額 670,000 円

（広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（費用弁償） 第 21 条 （略） 2－3 （略） 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。	（費用弁償） 第 21 条 （略） 2－3 （略） 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。<u>ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。</u>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。